

# 地域と学校の協働体制の概要

## 学 校 (コミュニティ・スクール)



### 学校運営協議会

委員：  
保護者  
地域学校協働活動推進員  
地域住民 など



全公立学校で努力義務化

学校運営・その運営に必要な支  
援に関する協議 等

### 学校運営協議会の主な役割

(地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5)

教育委員会が、所管の学校ごとに学校運営協議会を設置

- ✓ 校長が作成する学校運営の基本方針を承認すること
- ✓ 学校運営について、教育委員会又は校長に意見を述べることができること
- ✓ 教職員の任用に関して、教育委員会規則で定める事項について、教育委員会に意見を述べることができる
- ※小中一貫型小・中学校など、複数校に一つの協議会を置くことも可能

## 地 域

### 地域学校協働活動推進員

地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

- ・地域住民と学校との情報共有
- ・地域住民等への助言 等

教育委員会が委嘱することができる  
(社会教育法第9条の7)



想定される対象者：  
・地域コーディネーターやその経験者  
・PTA関係者・経験者  
・退職教職員  
・自治会・青年会等関係者  
・公民館等社会教育施設関係者 等

### 地域学校協働活動

地域と学校が相互にパートナーとして、  
連携・協働して行う様々な活動

(社会教育法第5条第2項 ほか)

#### ○協働活動

地域人材育成、郷土学習、協働防災訓練、学習・部活動等支援、花壇整備、登下校の見回り 等

#### ○体験活動

社会奉仕体験活動、  
自然体験活動、  
職場体験活動 等

#### ○放課後等の学習活動

放課後、土曜日、休日における学習、  
スポーツ活動 等

保護者

地域  
住民

PTA

地域の  
青少年

### 地域学校協働本部

★地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した任意性の高い体制

※従来の学校支援本部等をベースに学校と地域が組織的に連携・協働する連携協力体制を構築



### 地域学校協働本部の3つの要素

- ✓ コーディネート機能
- ✓ 多様な活動（より多くの地域住民の参画による多様な地域学校協働活動の実施）
- ✓ 繼続的な活動（地域学校協働活動の継続的・安定的実施）

社会教  
育施設  
・団体

警察・  
消防等

文化  
団体

企業・  
NPO  
等

ス  
ポーツ  
団体